

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律 新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第二条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号））

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動車取得税の非課税等）</p> <p>第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成二十年五月三十一日までに行われたときに限り、第六百九十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 平成二年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第六百九十九条の九の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十二条の三第三項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「</p> | <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（自動車取得税の非課税等）</p> <p>第三十二条 道府県は、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるものの運行の用に供する一般乗合用のバスとして総務省令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が平成二十年三月三十一日までに行われたときに限り、第六百九十九条の二第一項の規定にかかわらず、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課することができない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 平成二年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第六百九十九条の九の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。</p> <p>7 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十二条の三第三項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「</p> |

平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものの取得(第三項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第六百九十九条の七第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

8 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものの取得(第三項から第五項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第六百九十九条の七第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

9 及び 10 略

11 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第三項から第五項まで、第七項、第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取

平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものの取得(第三項から第五項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第六百九十九条の七第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

8 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので総務省令で定めるものの取得(第三項から第五項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第六百九十九条の七第一項の規定の適用については、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

9 及び 10 略

11 車両総重量が三・五トンを超える自動車(軽油を内燃機関の燃料とするものに限る。)のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この項において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの(以下この項において「重量車基準適合車」という。)の取得(第三項から第五項まで、第七項、第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取

得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるもの(次項において「低排出ガス重量車基準適合車」という。)にあつては、百分の二)を控除した率とする。

12 特定基準適合車であり、かつ、低排出ガス重量車基準適合車である自動車の取得に対する第十項の規定の適用については、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「平成二十年五月三十一日」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二」とする。

得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一(窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えない重量車基準適合車で総務省令で定めるもの(次項において「低排出ガス重量車基準適合車」という。)にあつては、百分の二)を控除した率とする。

12 特定基準適合車であり、かつ、低排出ガス重量車基準適合車である自動車の取得に対する第十項の規定の適用については、同項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「平成二十年三月三十一日」と、「百分の一・二」とあるのは「百分の二」とする。

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三十二条第一項中「平成二十年五月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項 中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。</p> <p>11 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第三項から第五項まで、第七項、第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が地方税法等の一</p> | <p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第三十二条第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第二項及び第六項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第七項中「百分の百二十」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第八項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」を「平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで」に改め、同条第十一項及び第十二項を次のように改める。</p> <p>11 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第三項から第五項まで、第七項、第八項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年四月</p> |

部を改正する法律（平成二十年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 三 略

12 略

附 則

（この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合における経過措置）

第二十条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合に

おけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に必要
な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な
施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

一 日 か
ら平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六百九十九条の八及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 三 略

12 略

附 則